

証券コード5071
発送日 2024年6月10日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社 ヴィス
代表取締役社長 金谷 智浩

第26期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://vis-produce.com/ir/meeting_of_shareholder/index.php



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィス」又は「コード」に当社証券コード「5071」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区東新橋1丁目9番1号
東京汐留ビルディング17階 当社東京オフィス

※当社は、株主総会を大阪府大阪市北区の当社会議室で開催してまいりましたが、本株主総会におきましては、2023年9月に移転した東京オフィスをぜひご覧いただきたく、上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 株主総会の目的事項 報告事項

1. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。また、今後株主総会の運営に大きな変更が生じる場合も、掲載している各ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ◎郵送(書面)並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2024年6月26日(水曜日)午前10時(午前9時30分より受付開始)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

郵送により議決権を行使する場合



行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使の場合



行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後6時まで

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。



システムなどに関する
お問い合わせ

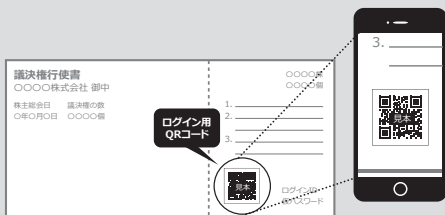
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

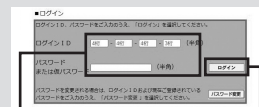


ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



「次の画面へ」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う行動規制の緩和を受け、経済活動の正常化に向けた動きが見受けられました。その一方で、ロシアのウクライナ侵攻によるさらなる原油価格の高騰や世界的な物価上昇、各国の金融引き締めによる急激な為替変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループとしては、「はたらく人々を幸せに。」というパーパスを掲げ、オフィスデザインからワークデザイン（働く環境や働き方のデザイン）へと事業領域拡大を目指し、中期経営計画を策定しました。働き方の多様化が進み、働く環境に対する考えや目的が大きく変化しており、ワークプレイスの適正化を図るとともに働く人々のエンゲージメントの向上を目指す企業が増加している中、当連結会計年度は中期経営計画の初年度として、各重点施策を実行してまいりました。

当社グループにおきましては、成長企業や働き方の見直しに積極的な企業を中心に営業活動を行い、ワークデザインに関連するサービスをワンストップで提供することにより、企業価値の向上や働く人々のエンゲージメントの向上に貢献してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高14,399百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益1,523百万円（同19.1%増）、経常利益1,507百万円（同19.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益991百万円（同15.8%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を変更しております。

① ブランディング事業

ブランディング事業では、オフィスデザイン・ウェブデザイン・グラフィックデザインをワンストップで提供しており、多様なマーケティング手法により新規顧客の獲得及び既存顧客へのフォローを継続して行ったことで、高成長企業を中心に受注獲得を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は13,809百万円（前年同期比8.8%増）、セグメント利益（営業利益）は1,604百万円（同16.1%増）となりました。

② データソリューション・プレイスソリューション事業

データソリューション・プレイスソリューション事業では、組織改善サーベイ「ココエル」の提供に加え、2023年4月に株式会社ワークデザインテクノロジーズ（現連結子会社）が開発した、ワークプレイス構築DXツール「ワークデザインプラットフォーム」をリリースいたしました。

また、フレキシブルオフィス「The Place」の運営エリア拡大を行い、2023年5月には東京都渋谷区に「The Place Shibuya」を開設いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は590百万円（前年同期比12.3%増）、セグメント利益（営業利益）は51百万円（同768.6%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は451百万円となりました。

主な内容としては、東京オフィスの移転、フレキシブルオフィス「The Place Shibuya」の開設、福利厚生施設の取得であります。

なお、セグメントごとに直接関連付けることが困難であるため、包括的に記載しております。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「ワークデザインの推進」という目標を掲げ、以下を対処すべき課題として、対応を進めてまいります。

① 事業戦略

当社グループは、企業ごとに最適なワークデザインを提供することが特徴・強みであり、オフィスデザインを主軸としたブランディング事業の継続的な成長はもとより、データソリューション・プレイスソリューション事業を拡大させることが重要であると考えております。そのため、ワークデザインの軸となるデータの抽出及び分析により顧客の持つ課題を可視化させ解決することで、ワークデザインを推進し事業の拡大を図ってまいります。

② IT・DX戦略

当社グループは、業務効率化による社員の業務負担軽減が、顧客に対するより質の高いサービスの提供に繋がると考え、生産性の向上がさらなる事業成長のために重要であると考えております。そのため、既存システムのアップデートや新技術を活用したIT・DX化等により業務プロセスの効率化を図ってまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、顧客の働き方のニーズや課題にあわせて現状分析とソリューションができる人材を確保・育成することが重要な課題と認識しております。このため、次代を担う優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、ES向上にも努め、優秀な人材の定着を進めてまいります。

④ マーケティング・ブランディングの強化

当社グループは、オフィスデザインからワークデザインへと事業領域を拡大する中、社内外へのワークデザインの浸透が重要だと考えております。類似他社との差別化を行い、付加価値を向上させるためターゲットを明確にしたマーケティング活動と、自社のブランディングを強化してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一步進めた説明責任の徹底と顧客の当社に対する真の理解と満足を獲得することが重要な課題と認識しております。今後、関係法令の遵守はもとより、社員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	-	-	13,219,497	14,399,559
経 常 利 益 (千円)	-	-	1,263,367	1,507,087
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	-	-	856,028	991,334
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	104.30	120.42
総 資 産 (千円)	-	-	7,958,849	9,872,367
純 資 産 (千円)	-	-	5,001,800	5,845,928
1株当たり当期純資産 (円)	-	-	608.12	704.43

(注) 第25期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	8,075,347	10,727,457	13,219,147	14,398,959
経 常 利 益 (千円)	510,241	1,012,492	1,302,249	1,497,441
当 期 純 利 益 (千円)	331,187	687,311	895,090	983,871
1株当たり当期純利益 (円)	40.61	84.09	109.06	119.51
総 資 産 (千円)	5,271,539	6,927,706	7,998,158	9,916,319
純 資 産 (千円)	3,647,541	4,280,677	5,040,862	5,877,526
1株当たり当期純資産 (円)	446.90	521.78	612.87	708.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純資産は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算定しております。
2. 第24期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ワークデザインテクノロジーズ	千円 45,000	% 100.0	データソリューション事業

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
ブランディング事業	オフィスデザイン、グラフィックデザイン、ウェブデザイン
データソリューション・ プレイスソリューション事業	ワークプレイス構築DXツール「ワークデザインプラットフォーム」の開発・販売 組織改善サーベイ「ココエル」の販売 フレキシブルオフィス「The Place」の運営

(7) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社 大阪府大阪市北区
東京オフィス 東京都港区
名古屋オフィス 愛知県名古屋市中区

② 子会社

(株)ワークデザインテクノロジーズ 東京都港区

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
252名	21名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
249名	20名増	33.4歳	5.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から他社への出向者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,409,200 株
(2) 発行済株式総数（自己株式76株を除く） 8,278,974 株
(3) 株主数 2,383 名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社クレド	3,430,000 株	41.4 %
中村 勇人	2,286,400 株	27.6 %
ヴィス従業員持株会	232,300 株	2.8 %
吉田 知広	217,100 株	2.6 %
大滝 仁実	130,950 株	1.6 %
永岡 陽介	119,400 株	1.4 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	116,700 株	1.4 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	102,000 株	1.2 %
金谷 智浩	100,950 株	1.2 %
横山 賢次	77,000 株	0.9 %

（注） 持株比率は、自己株式（76株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式総数が54,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第1回新株予約権	第2回新株予約権		第3回新株予約権
発 行 決 議 日	2014年10月23日	2016年1月27日		2018年3月20日
区 分	取締役 (注)1	取締役 (注)1	取締役 (注)2	取締役 (注)1
保 有 者 数	1名	2名	1名	1名
新 株 予 約 権 の 数	200個	400個	30個	30個
新株予約権の目的となる株式の数	(注)3、4 30,000株	(注)3、4 60,000株	(注)3、4 4,500株	(注)4 4,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式		普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償		無償
権利行使時1株当たりの行使価額	(注)3、4 171円	(注)3、4 374円		(注)4 341円
権 利 行 使 期 間	2016年10月25日から 2024年10月23日まで	2018年1月28日から 2026年1月26日まで		2020年3月21日から 2028年3月19日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 1. 監査等委員及び社外取締役を除く取締役であります。

2. 監査等委員である取締役であります。

3. 2016年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時の1株当たりの払込金額」は調整されております。

4. 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時の1株当たりの払込金額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 村 勇 人	
代表取締役社長	金 谷 智 浩	コンサルティングDiv.長 株式会社ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長
専 務 取 締 役	大 滝 仁 実	クリエイティブDiv.長
常 務 取 締 役	矢 原 裕 一 郎	コーポレートDiv.長
取 締 役 (監査等委員)	浜 本 亜 実	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事
取 締 役 (監査等委員)	戸 出 健 次 郎	戸出総合法律事務所 代表弁護士
取 締 役 (監査等委員)	西 村 勇 作	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏及び西村勇作氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして補助使用人を置き、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 戸出健次郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 西村勇作氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の統治を監査する十分な知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏及び西村勇作氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 株式会社ワークデザインテクノロジーズは、当社の子会社であります。
7. 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
宇都宮 則夫	2024年1月31日	社外取締役 (監査等委員)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるようにするとともに、社外取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、当該取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当該取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

なお、社外取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、業務執行から独立した立場で経営を監督及び助言する立場を考慮し、社外取締役として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

また、当該方針の決定方法は、任意の報酬委員会の答申を尊重したうえで、取締役会決議により決定しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 固定報酬に関する方針

固定報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位別に各取締役に求められる職責及び能力等に応じて、当社の業績や、世間相場、使用人の給与水準等も考慮しながら総合的に勘案し、決定いたします。

八、業績連動報酬等に関する方針

取締役に対し、業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬等を支給いたします。

業績連動報酬等の具体的な内容として、評価期間中の当社業績等の数値目標を予め設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する又は当該株式に相当する額の金銭を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「PSU」という。）を採用いたします。本PSUは、原則として、会社が予め定めた対象期間（1事業年度の業績評価期間）の業績目標（連結営業利益）の達成率を評価指標とし、これに連動した報酬を当該事業年度に係る定時株主総会の日から2カ月以内に支給いたします。PSUとして交付する株式の個人別の数又は支給する金銭の額は、役位及び業績目標達成度に応じて決定いたします。

ただし、対象取締役が取締役会において定める一定の非違行為、取締役会が正当と認める理由以外の理由による退任等がある場合は本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

② ①以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

取締役（監査等委員）の報酬等は、取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、常勤・非常勤の別や取締役（監査等委員）として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。なお、各取締役（監査等委員）の報酬等は、監査等委員の協議により決定いたします。

また、当該方針の決定方法は、監査等委員会の決議により決定いたします。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等にかかる株主総会決議

- a. 2022年6月27日開催の第24期定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は年額300百万円以内と定められております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。
- b. 2023年6月23日開催の第25期定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しており、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式（譲渡制限付株式）総数は年間6万株以内、冒頭記載の報酬枠内で、年額60百万円以内と定められております。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式総数又は支給総額はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等にかかる株主総会決議

2022年6月27日開催の第24期定時株主総会の決議により、金銭報酬の額は年額100百万円以内と定められております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等		
			賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	163,431 (-)	144,000 (-)	5,715 (-)	13,716 (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	13,600 (13,600)	13,600 (13,600)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 （うち、社外取締役）	177,031 (13,600)	157,600 (13,600)	5,715 (-)	13,716 (-)	8 (4)

- (注) 1. 上記には、2024年1月31日に退任された取締役（監査等委員）宇都宮則夫氏を含んでおります。なお、期末日現在の取締役（監査等委員を除く）は4名、取締役（監査等委員）は3名であります。
2. 取締役（監査等委員を除く）に対する業績連動報酬等である賞与及び業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）の額は、当事業年度における費用計上額です。
3. 上記の報酬等のうち、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、業績連動報酬等として表示しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 当期における社外役員の状況は次のとおりです。

氏名	浜本 亜実
地位	社外取締役（監査等委員）
兼職の状況	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち14回、監査等委員会全14回のうち14回に出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏名	戸出 健次郎
地位	社外取締役（監査等委員）
兼職の状況	戸出総合法律事務所 代表弁護士 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち14回、監査等委員会全14回のうち14回に出席し、弁護士として企業法務に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員長を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏名	西村 勇作
地位	社外取締役（監査等委員）
兼職の状況	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役（監査等委員） なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち14回、監査等委員会全14回のうち14回に出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めております。

氏名	宇都宮 則 夫
地位	社外取締役（常勤監査等委員）
兼職の状況	該当事項はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	取締役（監査等委員）辞任までに、当事業年度に開催された取締役会全12回のうち12回、監査等委員会全12回のうち12回に出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

- ② その他社外役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2023年11月10日付「配当方針の変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、収益力を強化し、継続的かつ安定的に配当を行うため、配当性向20%から30%に基準を引き上げております。また、内部留保資金につきましては、業容拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効に活用していく所存であります。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会となっております。また、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に基づき、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて、比率については、注記した事項を除き表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,843,729	流動負債	3,841,609
現金及び預金	5,171,943	買掛金	2,105,859
電子記録債権	67,600	未払金	48,342
売掛金	1,481,213	未払費用	530,063
仕掛品	64,287	未払法人税等	400,319
前払費用	53,811	未払消費税等	86,203
未収入金	2,216	前受金	593,700
その他	2,657	預り金	27,553
固定資産	3,028,637	賞与引当金	43,498
有形固定資産	2,281,351	役員賞与引当金	5,715
建物及び構築物	1,044,571	その他の	353
工具、器具及び備品	93,265	固定負債	184,829
土地	1,143,514	資産除去債務	145,984
無形固定資産	39,863	その他の	38,845
ソフトウェア	39,786	負債合計	4,026,439
その他	76	(純資産の部)	
投資その他の資産	707,423	株主資本	5,831,702
投資有価証券	222,273	資本金	530,076
敷金及び保証金	234,744	新株式申込証拠金	255
繰延税金資産	184,377	資本剰余金	504,984
その他	66,027	利益剰余金	4,796,455
		自己株式	△69
		その他の包括利益累計額	509
		その他有価証券評価差額金	509
		株式引受権	13,716
		純資産合計	5,845,928
資産合計	9,872,367	負債・純資産合計	9,872,367

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
オフィス設計・施工収入等	14,255,461	
不動産賃貸収入	144,097	14,399,559
売 上 原 価		10,409,279
売 上 総 利 益		3,990,279
販売費及び一般管理費		2,466,319
営 業 利 益		1,523,960
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	96	
受 取 手 数 料	100	
そ の 他	1,548	1,744
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	1,515	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	14,727	
そ の 他	2,375	18,617
経 常 利 益		1,507,087
税金等調整前当期純利益		1,507,087
法人税、住民税及び事業税	584,610	
法人税等調整額	△68,857	515,753
当期純利益		991,334
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		991,334

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,802,072	流動負債	3,853,963
現金及び預金	5,119,168	買掛金	2,134,949
電子記録債権	67,600	未払金	45,445
売掛金	1,481,158	未払費用	529,904
仕掛品	67,115	未払法人税等	392,878
前払費用	53,495	未払消費税等	80,643
未収入金	10,878	前受金	593,700
その他	2,657	預り金	27,544
固定資産	3,114,246	賞与引当金	42,827
有形固定資産	2,282,417	役員賞与引当金	5,715
建物	1,041,932	その他の	353
構築物	2,638	固定負債	184,829
工具、器具及び備品	94,331	資産除去債務	145,984
土地	1,143,514	その他	38,845
無形固定資産	39,663	負債合計	4,038,792
ソフトウェア	39,586	(純資産の部)	
その他	76	株主資本	5,863,301
投資その他の資産	792,166	資本	530,076
投資有価証券	222,273	新株式申込証拠金	255
関係会社株式	90,000	資本剰余金	504,984
敷金及び保証金	234,744	資本準備金	504,984
繰延税金資産	179,120	利益剰余金	4,828,054
その他	66,027	利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	4,821,804
		繰越利益剰余金	4,821,804
		自己株式	△69
		評価・換算差額等	509
		その他有価証券評価差額金	509
		株式引受権	13,716
資産合計	9,916,319	純資産合計	5,877,526
		負債・純資産合計	9,916,319

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
オフィス設計・施工収入等	14,254,861	
不動産賃貸収入	144,097	14,398,959
売 上 原 価		10,472,430
売 上 総 利 益		3,926,528
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,417,635
営 業 利 益		1,508,893
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	95	
受 取 手 数 料	100	
経 営 指 導 料	3,600	
業 務 受 託 料	1,823	
そ の 他	1,546	7,165
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	1,515	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	14,727	
そ の 他	2,374	18,617
経 常 利 益		1,497,441
税 引 前 当 期 純 利 益		1,497,441
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	577,170	
法 人 税 等 調 整 額	△63,600	513,569
当 期 純 利 益		983,871

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社ヴィス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社ヴィス
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社ヴィス 監査等委員会

監査等委員 浜本 亜実 印

監査等委員 戸出 健次郎 印

監査等委員 西村 勇作 印

(注) 監査等委員はいずれも、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金36円00銭
総額 298,043,064 円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び当社グループの今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社ヴィスと称し、英文では <u>VIS co. ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社ヴィスと称し、英文では <u>VIS Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(3) (条文省略)	(1)～(3) (現行どおり)
(4) <u>インテリア製品、エクステリア製品の輸入、販売および製造</u>	(4) <u>インテリア製品、エクステリア製品の製造、輸入および販売</u>
(5) (条文省略) (新設)	(5) (現行どおり)
(6)～(17) (条文省略)	(6) <u>ディスプレイの企画、設計、監理、制作および施工</u>
	(7)～(18) (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社監査等委員会において、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	<p>再任</p> <p>なかむら はやと 中村 勇人 男性 (1960年7月18日)</p>	<p>1998年4月 (有)ヴィス (現(株)ヴィス) 設立 1999年1月 当社 組織変更 代表取締役社長 就任</p> <p>2015年3月 (株)クレド 取締役 就任 (現任) 2022年6月 当社 代表取締役会長 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	5,716,400
	<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、1998年に当社を設立し、以来常に優れた先見性と強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績とワークデザイン及び経営全般に関する知識と経験から、今後も経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督を担う取締役として、当社の持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>		
2	<p>再任</p> <p>かなたに ともひろ 金谷 智浩 男性 (1976年7月19日)</p>	<p>1999年4月 (株)実鷹企画 (現(株)学情) 入社 2004年10月 当社 入社 2009年4月 当社 執行役員 就任 2010年4月 当社 東京事業部 (現コンサルティングDiv. Sec.1~4) 長 2010年5月 当社 取締役 就任 2015年4月 当社 デザイナーズオフィス事業本部 (現コンサルティングDiv.) 長 (現任) 同事業本部CM事業部長 (現コンサルティングDiv. CM Sec.) 長 2015年7月 当社 常務取締役 就任 2022年4月 (株)ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長 就任 (現任) 2022年6月 当社 代表取締役社長 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長</p>	100,950
	<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、2010年5月から当社取締役を務め、プロジェクトマネージャー・新卒採用・広報・WEBマーケティング責任者として幅広い業務に対応し、その職務・職責を適切に果たすとともに、経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから引き続き取締役候補者としたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	<p>再任</p> <p>おおたき ひとみ 大滝 仁実 男性 (1964年10月24日)</p>	<p>2003年 1月 個人事務所スタイル 開業</p> <p>2006年 3月 当社 取締役 就任</p> <p>2010年 4月 当社 クリエイティブ事業部（現クリエイティブDiv.）長（現任）</p> <p>2015年 4月 当社 クリエイティブ事業本部第4事業部（現クリエイティブDiv. Sec. 4）長（現任）</p> <p>2015年 7月 当社 常務取締役 就任</p> <p>2022年 6月 当社 専務取締役 就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 該当事項はありません。</p>	130,950
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、2006年3月から当社取締役に務め、設計部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>やばら ゆういちろう 矢原 裕一郎 男性 (1967年1月31日)</p>	<p>1991年 4月 飛鳥都市開発(株) 入社</p> <p>1997年 9月 協和電線産業(株) 入社</p> <p>1998年 4月 関西メンテナンス(株)（現オリックス・ファシリティーズ(株)）入社</p> <p>2008年 4月 (株)大伸社 入社</p> <p>2008年 11月 (株)フジ医療器 入社</p> <p>2010年 7月 生和コーポレーション(株) 入社</p> <p>2013年 11月 ジャパンコンストラクトフード(株)（現ACA Next(株)）入社</p> <p>2014年 8月 FREEMIND holdings(株)（現(株)FREEMIND）入社</p> <p>2017年 8月 当社 入社 管理本部（現コーポレートDiv.）部長</p> <p>2018年 1月 当社 取締役 就任 管理本部（現コーポレートDiv.）長（現任）</p> <p>2022年 6月 当社 常務取締役 就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 該当事項はありません。</p>	—
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、2018年1月から当社取締役に務め、管理部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、経営管理全般にわたる豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役会長中村勇人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)クレドが保有する株式数を含んでおります。また、同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	<p>再任/社外</p> <p>はまもと あみ 浜本 亜実 女性 (1976年9月25日)</p>	<p>1997年4月 (株)オリエントコーポレーション 入社 1998年3月 シャネル(株) 入社 2002年8月 (株)ユースプランニングセンター 入社 2003年1月 森ビル(株) 入社 2005年10月 (株)Humanext 設立 代表取締役 就任(現任) 2015年4月 当社取締役 就任 2016年5月 (一社)21世紀学び研究所 理事 就任(現任) 2016年12月 (株)SOEASY 取締役 就任 2022年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)Humanext 代表取締役 (一社)21世紀学び研究所 理事</p>	—
	<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 同氏は、長きにわたり事業会社における企業経営者として経営に携わり、顧客サービスや社員への人材教育・育成の指導経験も豊富で、経営戦略面からも取締役会の活性に資するものと期待し、客観的かつ中立の立場で当社の経営を監督・助言いただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		
2	<p>再任/社外</p> <p>とで けんじろう 戸出 健次郎 男性 (1976年1月15日)</p>	<p>2005年10月 司法試験合格 2007年9月 野田総合法律事務所 入所(弁護士登録) 2009年9月 藤原法律事務所 入所 2010年3月 悠総合法律事務所 設立(共同代表弁護士) 2015年1月 戸出総合法律事務所 設立(代表弁護士)(現任) 2018年7月 当社取締役 就任 2022年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 戸出総合法律事務所 代表弁護士</p>	—
	<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識を有しており、当社のコンプライアンス強化、コーポレートガバナンス向上に貢献していただけると期待し、客観的かつ中立の立場で経営を監督・助言いただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	<p>再任／社外</p> <p>にしむら ゆうさく 西村 勇作 男性 (1970年1月5日)</p>	<p>1992年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入社 1996年11月 司法試験合格 1999年4月 梅ヶ枝中央法律事務所 入所(現任) 2006年6月 (株)バイオマーカーサイエンス 監査役 就任 2012年6月 ステラケミファ(株) 監査役 就任 2016年6月 同社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2019年1月 当社監査役 就任 2022年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ(株) 社外取締役(監査等委員)</p>	—
	<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、法律面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かしていただくことで、より効率的に監査機能を強化し得ると期待し、客観的かつ中立の立場で経営を監督・助言いただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浜本亜実氏、戸出健次郎氏、西村勇作氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の浜本亜実氏、戸出健次郎氏、西村勇作氏は現在も当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって浜本亜実氏は9年3か月、戸出健次郎氏は6年(うち、両氏とも監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は2年)、西村勇作氏は監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は2年となります。
4. 当社は、浜本亜実、戸出健次郎、西村勇作の3氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して浜本亜実、戸出健次郎及び西村勇作の3氏を独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】当社取締役のスキルマトリックス

本総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主な知見・経験は次のとおりです。

取締役	性別	監査等 委員	社外 取締役	企業 経営	デザ イン	営業 マー ケ テ ィ ン グ	財務 アイ ナ ン ス	デI ジ タ ル	人事 開 発 務 ・	法務 ・ マ ネ ジ メ ン ト	ES G ・ サ ス テ ナ ビ リ テ ィ
中村 勇人	男性			●	●	●	●	●	●		●
金谷 智浩	男性			●	●	●		●	●		
大滝 仁実	男性				●				●		
矢原 裕一郎	男性						●	●		●	●
浜本 亜実	女性	●	●	●					●		●
戸出 健次郎	男性	●	●	●						●	
西村 勇作	男性	●	●							●	

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区東新橋1丁目9番1号
東京汐留ビルディング17階 当社東京オフィス
TEL 03-5568-6788



交通	J R 新橋駅 (汐留口)	地下歩道	徒歩約 7分
	東京メトロ銀座線 新橋駅	地下歩道	徒歩約 6分
	都営浅草線 新橋駅	地下歩道	徒歩約 6分
	都営大江戸線 汐留駅	地下歩道	徒歩約 1分
	新交通ゆりかもめ 汐留駅 (1B出口)	徒歩約 1分	

※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承願います。